

# 7 用 語 の 定 義



# 用語の定義

## 1. 一般職業紹介関係

ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

### イ 雇用形態

- ・一般（全数）

常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。

- ・常用（労働）

雇用契約において雇用期間の定めのない仕事（労働）、又は4か月以上の雇用期間が定められている仕事（季節労働を除く）をいう。

- ・臨時・季節（労働）

臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められている仕事（労働）をいい、季節とは季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して、一定の期間を定めて就労する仕事をいう。

- ・パートタイム

「常用的パートタイム」と「臨時的パートタイム」があり、「常用的パートタイム」とは、雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間によって就労するもので、毎日就労する者については1日の労働期間が一般労働者より短く、特定日又は特定期間就労する者については、1日の労働時間の長短を問わず、1か月の労働時間が一般労働者より短い仕事をいう。

「臨時的パートタイム」とは、1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労するもので、毎日就労する者については、1日の労働時間の長短を問わず1か月の労働時間が臨時労働者より短い仕事をいう。

### ロ 求職・就職

- ・前月より繰越された有効求職者数

前月末日現在において、求職票の有効期限が翌日以降にまたがっている就職未決定の求職者をいう。

- ・新規求職申込件数

期間中に自安定所で、新たに受け付けた求職申込みの件数をいう。

- ・月間有効求職者数

「前月より繰越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計をいう。

- ・紹介件数

求職者と求人の結合をはかるため、自安定所で紹介した件数をいう。

- ・就職件数

自安定所の有効求職者が自安定所の紹介あっせんにより就職したことを確認した件数をいう。

- ・他県への就職件数

都道府県地域を越える広域職業紹介による就職件数をいう。

- ・管外への就職件数  
「他県への就職件数」に準ずる。
- ・中高年齢者 45歳以上の求職者をいう。
- ・高年齢者 55歳以上の求職者をいう。
- ・**保**受給者  
雇用保険受給資格決定後、所定給付日数分の基本手当の支給を終了するまでの者をいう。
- ・**保**受給者の一般就職件数  
雇用保険受給資格決定後、基本手当の支給を終了するまでの間に、安定所の紹介により就職した基本手当受給資格者の就職件数をいう。

## ハ 求人・充足

- ・前月より繰越された有効求人数  
前月(前期)末日現在において、求人票の有効期限が翌月以降にまたがっている未充足の求人数をいう。
- ・新規求人数  
期間中に新たに受付けた求人数(採用予定人数)をいう。
- ・月間有効求人数  
「前月より繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- ・充足数  
自安定所の有効求人が、安定所(求人連絡先の安定所を含む)の紹介あっせんにより、求職者と結合した件数をいう。
- ・他県からの充足数  
自安定所の有効求人へ他県安定所の求職者を充足させたものをいう。

## 2. 新規学卒関係

学校教育法第3章、第4章、及び第6章に規定する中学校及び高等学校等(ただし、専攻科、別科を除く)の新規卒業(予定)者の卒業後の就職に係る取扱数をいう。

## 3. 日雇関係

- ・日 雇  
(労働の窓口で取扱われる)日々雇用仕事、又は1か月未満の雇用期間が定められている仕事をいう。
- ・新規求人延数  
日雇にかかる新規求人の延数(採用予定人数×採用予定日数)をいう。
- ・就労実人員  
期間中に日雇労働に就労した日雇求職者の実人員をいう。
- ・就 労 延 数  
期間中に日雇労働に就労した日雇労働者の延人数をいう。

- ・不就労延数

働く意思及び能力を有する状態にありながら就労できなかった(いわゆるアブレとなった)日雇求職者の延人員をいう。

#### 4. 雇用保険関係

- ・全被保険者

一般被保険者(短時間含む)、高年齢継続被保険者(短時間含む)、短期雇用特例被保険者の合計をいう。

- ・離職票交付枚数

安定所が離職による被保険者資格の喪失の確認を行い、離職者に交付した離職票の枚数をいう。

- ・離職票提出件数

失業給付を受けようとする者が、安定所に出頭して離職票を提出した件数をいう。

- ・受給資格決定件数

受け付けた離職票を審査して、安定所が失業給付を受ける資格があると決定した件数をいう。

- ・被保険者であった期間

雇用保険法第22条第4項の規定により算定した期間をいう。

- ・初回受給者数

同一求職者給付の受給期間内における当該求職者給付の第1回目の支給を受けた者の数をいう。

- ・受給者実人員

基本手当を実際に受けた受給者の実数をいう。

- ・支給終了者数

同一求職者給付の受給期間内に所定給付日数分の基本手当を受け終わった者の数をいう。  
なお、傷病手当を受給中に支給終了となった者も含む。

- ・給付制限件数

法第29条、第32条、第33条、第40条第4項の規定に基づき、受給者が職業紹介又は公共職業訓練等を拒否したこと、重責解雇されたこと、又は自己の都合により退職したこと等により、一定の期間求職者給付を停止した件数をいう。

- ・労働の意思、能力がないため受給資格の決定を行わなかった件数

受給資格決定に際し、労働の意思、能力がないために受給資格の決定を行わなかった件数をいう。

- ・日雇労働被保険者の求職給付の普通給付

普通給付とは、継続する2月間に28日以上印紙保険料を納付した者に、その翌月に限り印紙保険料の納付日数に応じて、13日から17日の範囲内で失業の都度日雇労働求職者給付金を支給する制度をいう。

- ・特定受給資格者及び特定理由離職者

特定受給資格者とは、倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者であり、一方、特定理由離職者とは、特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した者である。

本職安統計年報に使用している略符号、比率等は以下のとおり。

⑩ ……雇用保険受給者

$$\text{新規求人倍率} = \frac{\text{新規求人数}}{\text{新規求職申込件数}} \quad (\text{倍})$$

$$\text{有効求人倍率} = \frac{\text{月間有効求人数}}{\text{月間有効求職者数}} \quad (\text{倍})$$

$$\text{就職率} = \frac{\text{就職件数}}{\text{新規求職申込件数}} \times 100 \quad (\%)$$

$$\text{⑩受給者の就職率} = \frac{\text{⑩受給者の就職件数}}{\text{⑩受給者の新規求職申込件数}} \times 100 \quad (\%)$$

$$\text{充足率} = \frac{\text{充足数}}{\text{新規求人数}} \times 100 \quad (\%)$$

## 5. その他

- 本文中の構成比は、少数第2位を四捨五入しているため、合計数が100にならない場合があります。
- 本文中の単位が千円の項目については、千円未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。
- 求職申し込みの際の性別記入は任意のため、男女性の合計と総計が一致しない場合があります。
- 局の年度月平均値は、男女別、年齢別および各安定所の年度月平均値の合計と一致しない場合があります。